

北海道は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月16日に特定警戒都道府県に指定されたことから、学校の一斉休校や外出自粛の要請、公共施設の休館などの感染拡大防止策を講じておりますが、札幌市を中心に感染の拡大が続いており、非常に厳しい状況にあります。

こうしたことから、事業者の皆様には北海道の要請による休業への協力、町民の皆様には、学校の休校や公共施設の休館、更には外出自粛など、大変、ご不便、ご心配をおかけしておりますが、このことが「町民の生命と暮らしを守る」ためであることにご理解とご協力をお願い申し上げます。

本町におきましては、国や北海道が行っている各種対策を対象者の皆様へ、いち早い情報提供に努めるとともに相談窓口の設置や経営的に影響が大きい事業者の皆様を対象に「新型コロナウイルス感染症対策緊急経営支援補助金」を創設するなどの対応に当たっております。

国や北海道の経済対策に盛り込まれました、国民1人あたり10万円の給付を行う、「特別定額給付金」につきましては、岩内町が給付の窓口となっており、現在、各世帯への申請書の発送準備作業を進めており、5月11日頃から順次各家庭に届けられ、その後申請書の受付を開始し、5月中旬から振り込みが開始出来るよう対応しております。

また、感染拡大により、経営的に大きな影響を受けている事業者を対象とした、「持続化給付金」や北海道の休業要請に協力した事業者への「休業協力・感染リスク低減支援金」につきましては、既に申請受付が開始されておりますが、申請方法などでお困りごとがありましたら、役場商工担当又は岩内商工会議所にご相談願います。

なお、役場及び商工会議所の相談窓口は、ゴールデンウィーク中においては、午前9時から午後3時まで、開設しております。

いずれにしても、このコロナウイルス感染症拡大により、既に本町の地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼしていることから、町としても影響の大きい事業者の方を対象に水道料金や町税の減免や猶予、家賃補助などの支援策を町議会とも相談し、実行できるよう対応することとしております。

こうした支援策につきましては、感染終息後も見通し、継続的かつ効果的に実施して参る所存でありますので、町民の皆様のご支援・ご協力を賜り、町民一体となって、この困難を乗り越えて参りましょう。

最後になりますが、このゴールデンウィークにつきましては、  
①札幌市と他地域との往来を控えること、  
②職場への出勤や食料等の買い出しを除き、外出自粛するなど、  
感染拡大防止にご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月2日  
岩内町長 木村 清彦